

定額減税

物価高に対応するための一時的な措置として、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税(所得税3万円・個人住民税1万円)が実施されることとなりました。
市が実施する個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象者

令和6年1月1日時点で市内に住所があり、次の**全てに該当する方**

- ①個人住民税の**所得割**の納税義務者
- ②前年の合計所得金額が**1,805万円以下の方**

減税額

- 本人、扶養親族(配偶者含む)**1人につき、1万円**

※1 扶養親族の判定は令和5年12月31日時点。国外居住者は除きます。

※2 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

減税方法

①給与所得者

(給与から天引きになる方)

- 令和6年6月分は徴収されず、減税後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11回分割で徴収



②事業所得者など(口座引き落としや納付書で納付する方)

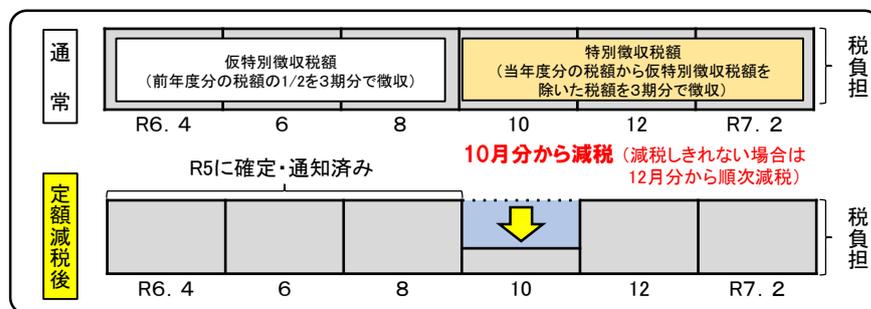
- 第1期分(令和6年6月分)から減税。減税しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次減税



③年金所得者

(年金から天引きになる方)

- 令和6年10月分から減税。減税しきれない場合は、令和6年12月分以降の税額から順次減税



- 減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれないと見込まれる場合は、別途給付金を支給します。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)